## 別表(第2条第1号関係)

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律 第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第1項に規定する医薬品
- (2) 医薬品医療機器等法第2条第2項に規定する医薬部外品
- (3) 医薬品医療機器等法第2条第4項に規定する医療機器及びこれらの部品、部材
- (4) 医薬品医療機器等法第2条第9項に規定する再生医療等製品及びこれらの関連資機材
- (5) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号)第2条に規定する福祉用具及びこれらに類するもの
- (6) 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品
- (7) 食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品
- (8) 創薬研究のための支援及び受託サービス
- (9) 上記以外の健康の保持及び増進又は疾病予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス